

肝炎治療で高額な診療を受ける皆様へ

ご加入の健康保険の「**限度額適用認定証**」等を提示すれば、窓口での支払いが一定の金額にとどめられます

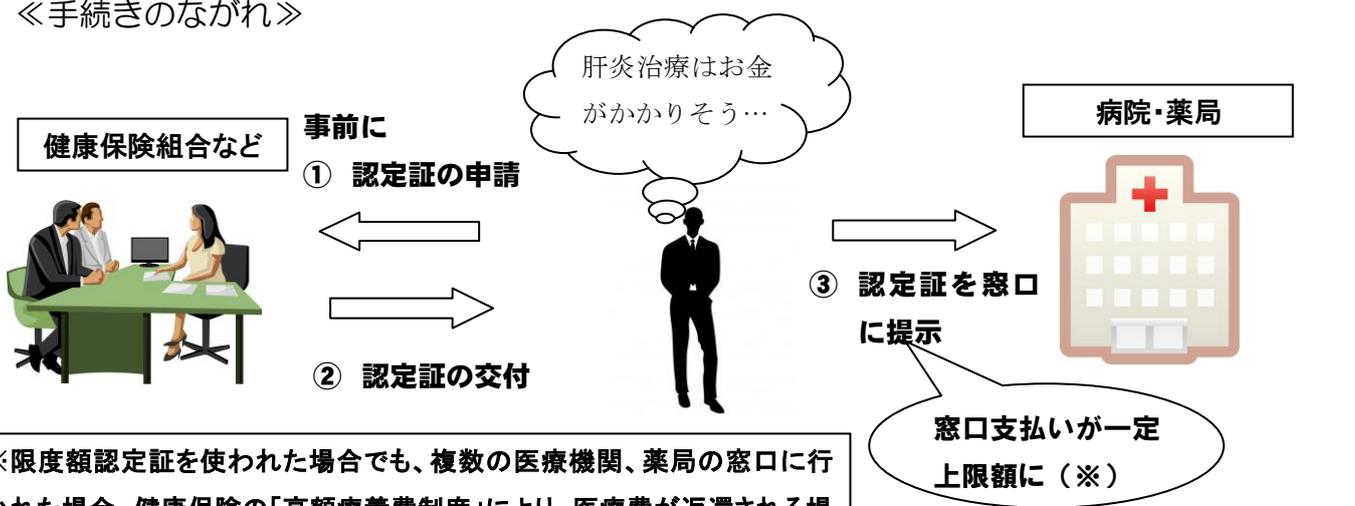
肝炎治療受給者証はお手元に届くまで、約2か月程度かかります。

受給者証が届くまでに肝炎治療を行われた場合、医療機関等窓口で通常どおり費用をお支払いいただくことになります。

健康保険の制度には、医療費の負担を軽減するために、事前に「**限度額適用認定証**」の取得しておくことで、医療機関や薬局の窓口で支払う費用が、1か月（暦月：1日から末日まで）単位で一定額を超えた場合、窓口での支払いを限度額にとどめることができます。（高額療養費制度）

認定証の交付手続きについては、ご加入の健康保険組合、協会けんぽ、または市町村（国民健康保険・後期高齢者医療制度）などにお問い合わせください。

《手続きのながれ》



※限度額認定証が使われた場合でも、複数の医療機関、薬局の窓口に行かれた場合、健康保険の「高額療養費制度」により、医療費が返還される場合があります。また、健康保険の内容によっては、限度額認定証が不要の場合があります。詳しくはご加入の保険者にお問い合わせください。

※窓口支払いの上限額（月当たり）は、所得に応じて異なります。

京都府健康福祉部健康対策課
住所：京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
電話：075-414-4765